

# 1. 変更内容に伴う必要書類一覧

変更内容	必要書類	備考
世帯員の増減、氏名などの変更	・ 変更届	保護者が増えた場合は、保育を必要とする書類・税書類も必要です。
婚姻した	・ 変更届 ・ 婚姻者が保育を必要とする書類 ・ 婚姻者の税関係書類 ・ 婚姻者のマイナンバー書類	認定及び保育料・給食費が変更になる場合があります。
保護者以外の同居人の増加	・ 変更届 ・ 同居人の保育を必要とする書類	同居人が、18歳～63歳の場合のみ必要です。
離婚調停中または離婚裁判中で別居	・ 変更届 ・ 離婚調停申立書（写）または事件係属証明書（写）または呼出状（写）	住民票上の転居を伴う別居でない限り親として認められません。
離婚した	・ 変更届	離婚が成立かつ住民票上の転居を伴う別居でない限り親として認められません。
単身赴任などによる別居	・ 変更届 ・ 就労証明書 （・ 単身赴任辞令の写し）	就労証明書上に単身赴任期間の記載があれば、辞令の写しは不要です。
下の子を妊娠した	・ 変更届 ・ 母子手帳の表紙の写し	写しの空いているスペースに出産予定日を記載してください
下の子を出産し、産後休暇後復職する	・ 変更届	育児休業を取得される方とは異なり、出産後の時点では就労証明書は必要ありません。
下の子を出産し、育児休業を取得する	・ 変更届 ・ 就労証明書	就労証明書の証明日は、出産日以降の日付である必要があります。認定が育児休業に切り替わり、保育必要量は短時間になります。
育児休業を延長した	・ 変更届 ・ 就労証明書	延長された育児休業期間が記載された就労証明書が必要です。
下の子を出産し、育児休業（産後休暇）を取得後、復職した	・ 変更届 ・ 就労証明書	就労証明書の証明日は、復職日以降の日付である必要があります。復職年月日が記載されているものが有効です。育休開始時点と同じ勤務時間数で復職できない場合は退園になる可能性があります。
勤務条件の変更 （雇用期間の更新も含む）	・ 変更届 ・ 就労証明書	雇用形態、就労時間、勤務地等などに変更が生じた場合には新たな就労証明書の提出が必要になります。申請時点の内容から著しい変更がある場合は退園になる可能性があります
保育必要量の変更 （標準時間、短時間）	・ 変更届 ・ 保育を必要とする書類（変更に関するもの）	最短で翌月から反映させることができます。就労証明書等の内容によってはご希望に添えないことがあります。
退職して求職中となった	・ 変更届	退職日の翌日から90日目を含む月の翌月1日までに就労を開始する必要があります。
求職中だったが就職した	・ 変更届 ・ 就労証明書	証明日は雇用期間開始日以降の日付である必要があります。
転職した	・ 変更届 ・ 就労証明書	証明日は雇用期間開始日以降の日付である必要があります。
学校に通い始めた	・ 変更届 ・ 就学状況報告書、在学証明書、時間割表	時間割表は曜日と時間がわかるものをご用意ください。
病気になった	・ 変更届 ・ 診断書 （・ 休職期間記載の就労証明書）	会社を休職する場合は、休職期間が記載された就労証明書も必要になります。
障害者手帳を取得した	・ 変更届 ・ 障害者手帳の写し	
介護を始めた	・ 変更届 ・ 介護状況報告書 ・ 診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証のいずれかの写し	